

# 郡山市監査委員事務局障害者活躍推進計画

令和2年4月

## 1 策定にあたって

### (1) 監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題と本計画の策定趣旨

監査委員事務局においては、職員が市長部局からの出向者等により構成されておりますが、障がい者が配置された際には、障がい特性に配慮した業務分担を図るなど個別に対応することとしていたため、組織的な体制整備は特段行っていませんでした。

このような中、平成元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務付けられました。

今般の法改正に合わせ、障がい者である職員がその有する能力を有效地に発揮して職業生活において活躍することができるよう、本計画を策定しました。

### (2) 策定主体

監査委員事務局で障がい者の活躍を推進する体制を整備するため、本計画を策定し、市長部局等と連携して対応していきます。

### (3) 計画期間

令和2年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

策定又は改定を行った計画は、職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

少なくとも年1回は数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等について周知・公表します。

## 2 監査委員事務局における障がい者雇用等の目標

### (1) 採用に関する目標

- 市長部局等と連携して障がい者雇用を推進し、法定雇用率を達成する。  
(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。

### (2) 定着に関する目標

- 障がい者が配置された際は、不本意な離職者を生じさせない。

## 3 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者に監査委員事務局長（人事担当責任者）を選任します。

- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
  - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障がいに限定する。
  - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。